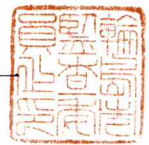


輪島市監査公表第6号

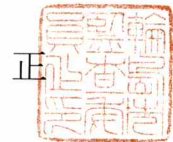
地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第14条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和3年3月3日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、輪島市監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項及び同基準第14条の規定により報告します。

1 監査の種類

ア 財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行

イ 行政監査

行政事務の執行

2 監査実施日及び監査対象

令和2年11月4日（水）

産業部 農林水産課・地域整備課、漆器商工課、
観光課・地域振興課・禅の里づくり推進室

3 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

4 監査の実施内容

令和2年度の事務事業（令和元年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を財政的観点に基づき審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。

また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

5 監査の結果

監査した財務に関する事務及び行政事務については、概ね適正に執行されていると認められた。監査対象に対しては、次のとおり見直しや検討等を要するものとして意見、改善や是正の措置等の必要なものとして指摘事項とするので、適切な措置を講じていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

<産業部>

【農林水産課・地域整備課】

(1) 意見

ア 農業経営基盤強化支援補助金において、交付要綱では補助対象が3人以上の団体となっているが交付先が個人名となっている。また、水田耕作面積の規定があるが、交付申請書に記載箇所がなく、変更が必要な場合の規定もない。適正に事務事業が行われるよう、要綱を改正するなどの対応をしていただきたい。

イ 農林水産物ブランド化推進事業においては、事業成果の経済性、効率性、有効性を検証するなど事業評価を行い、所期の目的、目標を達成できない場合には、事業内容の見直しや廃止も視野に入れるなど、適正な対応を行っていただきたい。

ウ 農村景観シンボル形成業務は、同一業務内容で同一業者に4回の支出がされているが、年間の管理計画を作成し、計画実施に必要な履行期間とした契約とするよう適正な事務処理に努めていただきたい。

(2) 指摘事項

なし

【漆器商工課】

(1) 意見

ア 起業・新規出店支援事業については、補助金交付要綱第10条第1項

各号に該当していないか確認するとともに、補助金交付決定の取消しを行った場合には、厳正な対応をしていただきたい

- イ 輪島市制度資金融資委員会設置要綱は、内容と実態に乖離が生じていることから、現況に相応した内容とするよう設置要綱の改正を行っていただきたい。

(2) 指摘事項

なし

【観光課・地域振興課・禅の里づくり推進室】

(1) 意見

ア 市内の観光施設や観光地等で、QRコードを活用することにより、観光客が周遊や立ち寄りし、長時間滞在することとなる仕組み作りが出来ないか検討していただきたい。

- イ 輪島キリコ会館の顔ともいえる出入口について、観光施設として利用者に解りやすいデザインへの改修が出来ないか検討いただきたい。

(2) 指摘事項

ア 滞納繰越分では、前年度に収入未済額が発生していないが、過年度分の収入未済額の縮減についても積極的に取り組んでいただきたい。